

理事会運営規則

第1条【目的】

本規則は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）定款第7章に定める本連盟の理事会の運営に関する事項について定め、それによって理事会の適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条【召集手続】

理事会を召集するときは、開催日の1週間前までに、理事及び監事に対して通知しなければならない。

- 2 召集通知は、会議の日時、方法、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面又は書面による通知に代えて、電磁的方式により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3条【議長】

理事会の議長は、定款38条に定めることのほか、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

第4条【決議】

理事会の決議は、定款第40条に定める方法によるほか、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条【決議事項】

理事会が決議すべき事項は、定款に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 法令に定める事項
 - ア 本連盟の事業計画及び予算を含む業務執行の決定
 - イ 事業報告及び計算書類等の承認
 - ウ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - エ 評議員会（定時、臨時）の日時、場所、及び議事に付すべき事項の決定
 - オ 重要な財産の処分及び譲受けの決定
 - カ 多額の借入の決定
 - キ 重要な使用人の選任及び解任
 - ク 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更の決定
 - ケ その他法令に定める事項
- (2) 重要な業務執行に係る事項

- ア 重要な事業その他の契約の締結、解除変更
- イ 重要な事業その他、争訟の処理
- ウ その他理事会が必要と認める事項

第6条【理事の利益相反取引の承認】

理事が、本連盟の事業にかかる競業取引または本連盟との間で取引をしようとする場合、次の事項を明示して理事会の承認を得なければならない。

- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す資料
 - (5) その他必要事項
- 2 前項の承認を受けた取引については、当該取引成立の後、遅延なく当該取引についての事実を理事会に報告しなければならない。

第7条【オブザーバー】

理事会が必要と認めるときは、本連盟の委員会の委員長及び委員をオブザーバーとして理事会に出席を求め、意見を徴することができる。

- 2 オブザーバーは、理事会の議決権を有しない。
- 3 オブザーバーが理事会に出席した際の旅費等費用は、理事に準じ支給する。

第8条【改廃】

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、令和3年12月13日より施行する。